

現行の道路占用料の概要

1. 概要

- (1) 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる（道路法第39条第1項）。
- (2) 占用料の額及び徴収方法は、指定区間内の国道（国が直接管理を行う国道）にあつては道路法施行令、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の条例で定める（道路法第39条第2項）。
- (3) 指定区間内の国道における占用料の額は、道路法施行令（以下「政令」という。）別表において、所在地区分（全国の市区町村を甲地、乙地、丙地に区分）毎、物件毎に規定されている。
 甲地：東京都23区、一定規模（人口50万人）以上の市を個別に列挙
 乙地：甲地以外の市
 丙地：町村
- (4) 各高速道路株式会社が管理する高速道路及び地方道路公社が管理する道路（以下「高速道路等」という。）における占用料については、政令を適用することとされている（道路整備特別措置法（以下「特措法」という。）第33条）。
 なお、各高速道路株式会社が管理する高速道路における占用許可は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が行うこととなっている（特措法第8条第1項第14号）。
- (5) 占用料は、原則として当該道路に要する費用の負担者である道路管理者の収入となる（道路法第64条及び政令第19条の4、特措法第42条）。
 ① 指定区間内の国道 国の収入（道路整備特別会計の歳入となる。）
 ② 指定区間外の国道 都道府県、指定市等の収入
 ③ 都道府県道又は市町村道 都道府県又は市町村の収入
 ④ 高速道路等 機構又は地方道路公社の収入

2. 現行の占用料の算出方法

(1) 道路占用料の性格について

一般に公共用物の占用料の性質については、対価説と報償説がある。前者は、公共用物の利用によって占用者が受ける利益を徴収するという考え方であり、後者は、公共用物の管理は、住民一般の負担において行われるものであるのに、占用は、特定人に特別の使用を許し、かつ、公共用物の管理費用を増加させるものであることから費用の一部を徴収して負担の公平を図るという考え方である。

道路管理権は、一般交通の用に供するという道路本来の目的を達成するため法律が認めた特殊の権能であり、その実質は、道路の効用の発揮を担保するための公権的側面と、敷地の権原という私権的側面とを有する包括的な権能と考えられる。対価説は、道路の利用形態が一般の土地利用形態と類似していることに着目したもので、道路管理権の私権的側面に、また、報償説は、公権的側面にそれぞれ親近性を有するものである。

このように、対価説と報償説は道路管理権の持つ二つの側面をそれぞれ表現したものであり、いずれか一方が正当というものではないと考えられる。

ただし、具体の占用料の算定に当たっては、土地の使用について現に明確な受益が発生していることに着目し、原則的には対価説によることが妥当と考えられている。

(2) 占用料の基本的な算定方法について

占用料の額は、占用者の受ける利益を道路の価値の反映としてとらえ、以下のような算定式により算出することとしている。

$$\text{占用料の額} = \text{道路の存する土地の更地価格 (道路の価格)} \\ \times \text{占用面積} \times \text{使用料率} \times \text{修正率}$$

(3) 具体の算定方法について

道路の存する土地の更地価格は、個々の場所毎に異なるものであり、占用料も個々の場所により異なることとなるものである。

しかしながら、占用物件は膨大であり、一部の種類の物件を除き、個々の物件毎に道路価格を調査し、占用料を求めることは現実的ではない。

このため、道路の近隣の土地の価格を道路の価格とみなすこととなるが、占用料算定のために改めて調査することも困難であることから、既存の土地評価を利用することとし、なかでも、調査地点数が多く、全国の全ての用途の土地が評価、集計されている等他の土地評価に比べて優れた点を有する固定資産税評価額を用いているところである。

また、占用物件には、地下街や高速道路上のサービスエリア等のように、電柱や水管等と比較してはるかに数が限定されており、周辺の民地においても同様の事業が行われることが多いものがあるが、これらについては、民地における事業との均衡からみても個々具体の立地に即して近傍類似の土地の時価を基準として算出することが妥当である。

このように、占用料は、大量処理が必要であることから固定資産税評価額を基に額を具体的に定める方式によるもの（定額物件）と近傍類似の土地の時価を基に政令で定める率を乗じて算出する方式によるもの（定率物件）の2種類が政令別表に定められている。

① 定額物件の占用料

※定額物件

大量処理が必要である物件は、固定資産税評価額による平均的な道路の価格や地目等を用いて計算し、単位数量当たりの占用料を一定額として政令で定めている。

(ex. 電柱、水管、看板等)

i) 道路の存する土地の更地価格 (道路の価格) について

道路の価格 = 用地費 (+ 造成費)

= 固定資産税評価額 (所在地区分毎の該当地目の平均値) (+ 造成費)

※1 地目:

定額物件は大量処理を必要とし、個別に土地評価を行うことができないため、占用物件の性格に応じて地目 (平均地又は商業地) を設定 (例えば、電柱は平均地、アーチは商業地) し、占用料を算定している。

※2 造成費:

造成済みの土地ではない田畑、山林については、道路の存する土地の更地価格とするために、造成費（道路を完成させるために必要な費用から用地費、補償費及び舗装費を除いたもの）を加算している。（地目が平均地のものに係る道路の価格は、宅地、田畑、山林の固定資産税評価額等から全用途の平均値を求めているが、田畑、山林部分については、造成前の価格（素地価格）でしか評価されていないため。）

ii) 占用面積

占用物件の垂直投影面積（広告物については、表示面積）としており、1㎡当たりの占用料の額を算出している。

※電柱等については、通常使用される標準的な構造のものをモデル化し、その占用面積をもって単位数量（本、m、個、基）当たりの占用料の額を算出している。

iii) 使用料率

2. 6 / 100

（国の行政財産の土地の使用料率2. 3 / 100（「国の庁舎等を使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」（昭和33年蔵管第1号）により、全国一律の率が定められていた。）に土地評価の方法（国の行政財産の土地の使用料の算出方法が相続税評価額（公示価格の8割程度）をベースとしていることに対して、定額物件の占用料は固定資産税評価額（公示価格の7割程度）をベースとしていること）を考慮し、8 / 7を乗じている。）

iv) 修正率

上空に占有することによる修正率 2 / 3
地下に占有することによる修正率 1 / 3

②定率物件の占用料

※定率物件

近傍類似の土地の時価に政令で定める率を乗じて占用料を求める物件
（ex. 地下街、サービスエリア等）

i) 道路の存する土地の更地価格（道路の価格）について
個別の土地評価（近傍類似の土地の時価）による。

ii) 占用面積

占用物件の垂直投影面積としており、1㎡当たりの占用料の額を算出している。

iii) 使用料率

1. 8 / 100

（国の行政財産の土地の使用料率2. 3 / 100に土地評価の方法（国の行政財産の土地の使用料の算出方法が相続税評価額（公示価格の8割程度）をベースとしていることに対して、定率物件の占用料は時価（公示価格）をベースとしていること）を考慮し、8 / 10を乗じている。）

iv) 修正率

ア 地下街又は地下室

地下の利用であることからまず1 / 3乗じ、さらに階数に応じて、修正率として1階の場合は1 / 2、2階の場合は8 / 10を乗じる（3階以上は階数による修正はない）。

イ 高架の道路の路面下等に設ける施設

高架下等制約を受けた土地の利用であることから、この制約による修正率を甲地1/2、乙地7/10、丙地、9/10とし、階数による修正は、1階の場合1/2、2階の場合7/10、3階の場合9/10を乗じる（4階以上は階数による修正はない）。

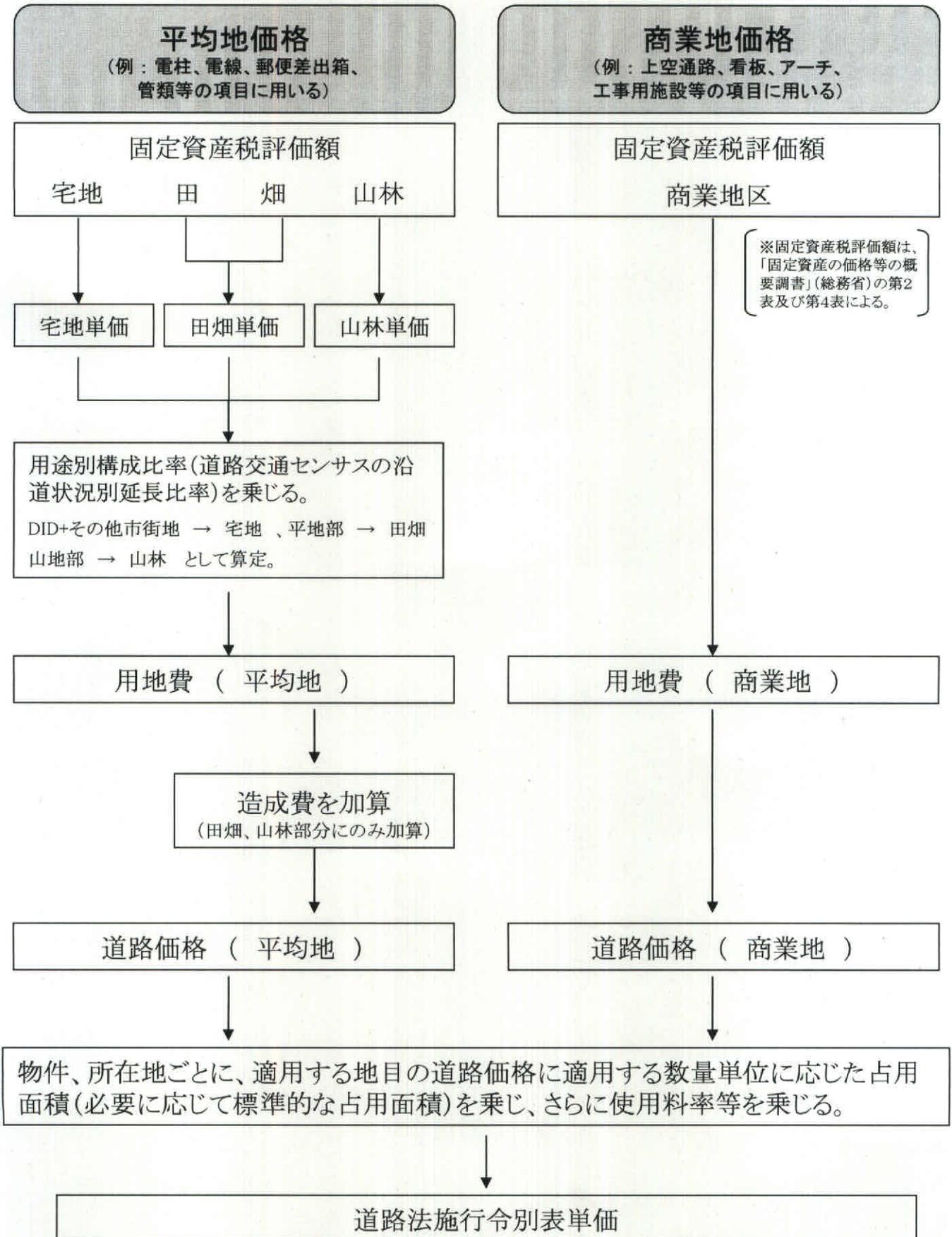
(4) 売上収入額を勘案する占用料について

定率物件のうち、サービスエリア等（道路法施行令第7条第8号及び第9号に掲げる施設）に係る占用料については、上記(3)②の算定方法により算出した額に加え、当該施設における売上収入額に応じた額を算定する方法により算出した額を勘案して算定することとしている。

売上収入額に応じた額を算定する方法

$$= \text{サービスエリア等の売上収入額} \times \left[(\text{近傍}) \text{類似地の} \frac{\text{純賃料}}{\text{売上収入額}} \right]$$

定額物件の道路法施行令別表単価算出フロー



道路占用料の改正経緯及び概要について

- (1) 昭和42年(政令第335号) (公布 昭和42年10月26日
施行 昭和42年10月26日)

指定区間内の国道に係る占用料の額を規定(第19条の2)。

- (2) 昭和52年(政令第259号) (公布 昭和52年 9月 2日
施行 昭和52年10月 1日)

- ① 占用料の額を2.60倍(甲地2.70倍、乙地2.57倍、丙地2.34倍)に引き上げ
- ② 地下埋設管の外径区分の細分化
「0.4m未満」 → 「0.2m未満」、「0.2m以上0.4m未満」に区分
- ③ 甲地に、仙台市、千葉市、堺市、東大阪市、岡山市を追加

- (3) 昭和58年(政令第196号) (公布 昭和58年 9月13日
施行 昭和58年10月 1日)

- ① 占用料の額を1.34倍(甲地1.33倍、乙地1.34倍、丙地1.34倍)に引き上げ
- ② 甲地に、熊本市、鹿児島市を追加

- (4) 昭和62年(政令第304号) (公布 昭和62年 9月11日
施行 昭和62年10月 1日)

- ① 占用料の額を1.20倍(甲地1.18倍、乙地1.22倍、丙地1.21倍)に引き上げ
- ② 甲地に、船橋市、浜松市を追加

- (5) 平成7年(政令第363号) (公布 平成 7年10月25日
施行 平成 8年 4月 1日)

- ① 造成費を田畑及び山林部分のみに加算
宅地部分については、宅地に係る固定資産税評価額が公示価格の7割を目途に引き上げられ、本来の造成済みの土地評価に近づいたことから、造成費を加算しないこととした。
- ② 上空及び地下の修正率を変更
上空、地下1/2 → 上空2/3、地下1/3
- ③ 宅地地目を平均地地目に統合
- ④ 「電柱」及び「電話柱」の区分の細分化
それぞれ、電線の条数により「第1種」から「第3種」の3つに区分
- ⑤ 地下埋設管の外径区分の細分化
「0.2m未満」 → 「0.1m未満」、「0.1m以上0.15m未満」、「0.15m以上0.2m未満」に区分
- ⑥ 地下電線等の項目の新設
「共架電線その他上空に設ける線類」、「地下電線その他地下に設ける線類」、「路上に設ける変圧器」、「地下に設ける変圧器」を新設
- ⑦ 甲地に、相模原市を追加し、尼崎市を削除

道路法施行令別表（第十九条の二関係）及び占用料減免事項

法第三十二条 第一項 第一号に 掲げる 工作物	占用物件	地目	単位	占 用 料			占 用 料 減 免 事 項
				所 在 地			
				甲 地	乙 地	丙 地	
法第三十二条 第一項 第一号に 掲げる 工作物	第一種電柱	平均地	1枚につき1キ	2,200	1,000	770	(物件に関わらず免除) ○ 国及び地方公共団体の行う事業に係るもの ○ 地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合を除く。） (免除) ・ 街灯（アーチ型のものを除く。） ・ 道路附属物を無償で添架している電柱又は電話柱 ・ 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱 ・ 公共的団体が設置する有線放送電話柱 ・ 公益法人が設置する有線テレビ(CATV)電柱及びその支柱 ・ 柱状型機器の支持柱 (減額) ・ 公安委員会が設置する交通信号灯を無償で添架している電柱又は電話柱 政令で定める額の50%を減額
	第二種電柱	平均地		3,400	1,600	1,200	
	第三種電柱	平均地		4,700	2,200	1,600	
	第一種電話柱	平均地		2,000	930	690	
	第二種電話柱	平均地		3,200	1,500	1,100	
	第三種電話柱	平均地		4,500	2,100	1,500	
	その他の柱類	平均地		150	72	53	
	共架電線その他上空に設ける線類	平均地	長さ1メートルにつき1キ	20	10	7	(免除) ・ 公共的団体又は電気事業者(卸供給事業者を除く。)若しくは認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線(ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、認定電気通信事業の用に供するものに限る。) ・ 公益法人が設置する有線テレビ(CATV)の架空の道路横断電線及び各戸引込電線
	地下電線その他地下に設ける線類	平均地		10	5	4	
	路上に設ける変圧器	平均地	1個につき1キ	1,500	700	520	(減額) ・ 柱状型機器 政令で定める額の1/9の額
	地下に設ける変圧器	平均地	占用面積1㎡につき1キ	1,000	480	360	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	平均地	1個につき1キ	3,100	1,400	1,100	PHS無線基地局1基につき 甲地 1,100円 乙地 495円 丙地 310円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	平均地		1,300	600	450		
広告塔	商業地	表示面積1㎡につき1キ	26,000	4,400	1,100	(免除) ・ 日本郵政公社が設ける郵便差出箱 (免除) ・ カーブミラー ・ くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与する物件 ・ 高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティー道路、遊歩道、道の駅、サービスエリアなどに設置されるベンチ及びその上屋で、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するもの (減額) ・ バス待合所 ・ バス事業者が設けるバス停に付随するベンチ及び上屋 ・ タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋 政令で定める額の50%を減額	
その他のもの	平均地	占用面積1㎡につき1キ	3,100	1,400	1,100		
法第二十三条 に二掲 条げ 第一 物件	外径が0.1メートル未満のもの	平均地	長さ1メートルにつき1キ	100	48	36	(免除) ・ ガス、電気、電気通信(認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。)、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管 ・ 公共的団体が設ける水管及び下水道管 ・ かんがい排水施設その他農用地の保全又は利用上必要な施設 (減額) ・ 民営の水道事業(専用水道事業を除く。)に係る占用物件 政令で定める額の50%を減額 ・ 道路の上空に設置されている電線類を撤去し地下に設けた電線類(「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器) 政令で定める額の1/6の額 ・ 電線類が上空に設置されていない道路において地下に設けた電線類(「地下電線その他地下に設ける線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器) 政令で定める額の1/6の額
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	平均地		150	72	53	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	平均地		200	95	71	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	平均地		410	190	140	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	平均地		1,000	480	360	
	外径が1メートル以上のもの	平均地		2,000	950	710	
		平均地					

占用物件			地目	占 用 料			占 用 料 減 免 事 項	
				単位	所 在 地			
					甲 地	乙 地		丙 地
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設			平均地	占用面積 1㎡につき1年	3,100	1,400	1,100	(免除) ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設 ・軌道法に基づく軌道 ・鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設(道路がこれらの敷地を使用する場合に無償であるものに限る) ・東京地下鉄線の保有する鉄道(路上施設(通風孔、出入口等)を除く。) ・積雪の度がはなはだしい地域におけるがんぎ ・積雪の度がはなはだしい地域で道路交通の利便に著しく寄与すると認められるアーケード (減額) ・第3セクターの地下鉄事業者が設けるもの 国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資比率が50%未満のもの 政令で定める額の17%の額 国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人の出資比率が50%以上のもの 政令で定める額の13%の額 免除事業者と相互乗り入れを行う場合 政令で定める額の10%の額 さらに、これらの占用料の額について、事業主体の経営状況等を勘案して70%相当額まで減額できる。 ・アーケード 政令で定める額の80%(積雪の度がはなはだしい地域は90%)を減額
法掲げ 三 十 二 条 第 一 項 第 五 号 に	地下街及び 地下室	階数が1 のもの	時価	占用面積	Aに0.003を乗じて得た額			(免除) ・地下街の躯体内に存する地下通路(店内通路を除く) (減額) ・地下街の躯体内に存する機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等 政令で定める額の50%を減額
		階数が2 のもの	時価	1㎡につき1年	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が3 以上のもの	時価	Aに0.006を乗じて得た額				
	上空に設ける通路		商業地		17,000	2,900	710	(免除) ・農道、林道その他の公共道路(公衆が常時道路交通の一環として通行している道路) ・水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの (減額) ・都市計画決定された路外駐車場 政令で定める額の75%を減額 ・上記以外の駐車場 政令で定める額の50%を減額
	地下に設ける通路		商業地		8,700	1,500	360	
その他のもの		平均地		3,100	1,400	1,100		
法第 六 三 号 十 二 掲 条 第 一 項 設	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの		商業地	占用面積 1㎡につき1日	260	44	11	
	その他のもの		商業地	占用面積 1㎡につき1月	2,600	440	110	
第 七 条 第 一 号 に 掲 げ る 物 件	看板(アー チであるも のを除 く。)	一時的に 設ける もの	商業地	表示面積 1㎡につき1月	2,600	440	110	(免除) ・公職選挙法による選挙運動のために使用する物件 ・郵便切手の販売場所を示す規格化された看板(店舗に取り付けられたもので、1店舗1個に限る。)
		その他 のもの	商業地	表示面積 1㎡につき1年	26,000	4,400	1,100	(減額) ・添架広告(電柱、電線柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添架されたもの。)及び 突出広告(建物、ハイツその他道路区域外の工作物又は物件に添架され、道路区域内に突出するもの。)のうち、 表裏2面に表示しているもの 政令で定める額の30%を減額 (添架広告のうち、巻付広告については、さらに50%を減額する。)
	標識		平均地	1枚につき1年	2,500	1,100	850	(減額) ・バス停留所標識、地下鉄出入口案内標識 政令で定める額の50%を減額
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設ける もの	商業地	1枚につき1日	260	44	11	
		その他のもの	商業地	1枚につき1月	2,600	440	110	
	幕(第七条 第二号に掲 げる工事用 施設である ものを除 く。)	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設ける もの	商業地	その面積 1㎡につき1日	260	44	11	
		その他の もの	商業地	その面積 1㎡につき1月	2,600	440	110	
アーチ	車道を横断 するもの	商業地	一基につき1月	26,000	4,400	1,100		
	その他のもの	商業地		13,000	2,200	540		

占有物件		地目	占有料			占有料減免事項		
			単位	所在地				
		甲地		乙地	丙地			
第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料		商業地	占面積 1㎡につき1月	2,600	440	110		
第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設		平均地	つき1月	310	140	110		
第七七条号第六掲げに掲げ設置及及び設置自動車に駐同車条場	建築物	階数が1のもの	時価	占面積 1㎡につき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	(免除) ・ 無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場 (減額) ・ 都市計画決定された路外駐車場 政令で定める額の75%を減額 ・ 上記以外の駐車場 政令で定める額の50%を減額
		階数が2のもの	時価	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額		
		階数が3のもの	時価	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		
		階数が4以上のもの	時価	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額		
		その他のもの	時価	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
第七七条号第八号及び第九号に	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設置のもの	階数が1のもの	時価	占面積 1㎡につき1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が2のもの	時価	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額		
		階数が3のもの	時価	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		
		階数が4以上のもの	時価	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額		
		その他のもの	時価	Aに0.018を乗じて得た額				

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - イ 甲地 都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。
 - ロ 乙地 市の区域で甲地以外のものをいう。
 - ハ 丙地 町及び村の区域をいう。
- 三 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 七 Aは、近傍類似の土地(第七条第八号及び第九号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 八 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。
- 九 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

○その他激変緩和措置

- ・ 甲地の商業地目に係る物件(広告塔、上空通路、地下通路、看板、旗ざお、幕、アーチ、工事用施設、工事用材料)は、改正前の単価の2倍を限度
- ・ 既存物件で占有料が増額となるものについては、毎年度、前年度の占有料額の1.1倍を限度

H17年度占用料収入における業種等別割合(直轄国道)

